## 第287回長崎県南部海区漁業調整委員会議事録

- 1. 開催年月日 令和4年2月9日(水) 14:00~14:50
- 2. 通知年月日 令和4年2月4日(金)
- 3.公示年月日 令和4年2月4日(金)
- 4. 開催場所 長崎市尾上町 3-1 長崎県庁 1階 大会議室 C
- 5.出 席 者(委員) 吉谷会長、吉本委員、本西委員、野田委員、村田委員、岡部委員、菊地委員、松尾委員、小林委員、中澤委員、浅川委員、岡村委員、山外委員、五島委員、松下委員
  - (事務局)吉田事務局長、中ノ瀬事務局次長、市山課長補佐、山下係長、 遠山主任技師
  - (県) 漁業振興課 松本企画監

// 漁業調整班 伊藤主任技師、大石主任主事、円口技師

## 6.議 題

第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)

その他

## 7.議事

(開 会)

事務局

ただ今から、第287回長崎県南部海区漁業調整委員会を開催いたします。まず、委員会開催にあたりまして会長よりご挨拶申し上げます。

会 長

(会長挨拶)

それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について事務局から報告願います。

事務局

本日は、委員の皆様がご出席されておりますので、漁業法第145条 の規定によりこの委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日は漁業振興課から松本企画監、第1号議案説明のため漁業 振興課漁業調整班から伊藤主任技師、大石主任主事、円口技師が出席し ておりますので紹介します。

会 長

これより議事に入ります。本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、 私の方から指名します。本日の議事録署名人は、野田委員と松下委員に お願いします。

今回の議題は、お手元の資料のとおり、

第1号議案

「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」その他

「(1)天草不知火海区漁業調整委員会との定期協議会について」 となっております。

それでは、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

まず、第1号議案について、お手元の資料の7ページをご覧下さい。 県から諮問文がまいっておりますので、朗読させていただきます。

(諮問文朗読)

また、お手元の資料の9~11ページに関連する資料を添付しております。担当者から説明いたします。

県担当者 (漁業振興

課漁業調整

班)

以下の新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について、説明。

- ・小型機船底びき網漁業(手繰第3種漁業(南有馬地区))
- ・げんじき網漁業(えびげんじき網漁業(有明海域))
- ・敷網漁業(いわし、いかなご、このしろ敷網漁業(池下地区))
- ・もじゃこ漁業(もじゃこすくい網漁業)
  - ・もじゃこ漁業については、平成 11 年度の全国合意事項が 22 年ぶりに見直されたことに伴うもの。
  - ・主な変更点は、1.23 日ルールの撤廃、2.漁船の総トン数上限の 撤廃、3.毎日の数量報告、4.採捕停止を許可の条件とすること による数量管理。
  - ・これを受け、令和 4 年漁期に向け、新規許可として発給すべく今 般諮問。

会 長

ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。

岡部委員

最後のもじゃこ漁業についてですが、許可条件の6で、ただし書き以降の「採捕の開始以前と終了後はこの限りでない」との記載がありますが、これは、報告しなければならないというのが外れて、報告しなくてよいという解釈になると捉えてよいのですか。

県担当者

そうです。

岡部委員

今回、船を大きくしたり、日にちを伸ばしたりということで、漁獲圧がかかってはいけないという観点から、数量管理でカバーしようとしているようですが、報告しなくてよい期間があるという意味を教えてください。

県担当者

これにつきましては、記載のとおり、数量管理を厳格にすることで、 緩和した漁業時期や使用する船舶の総トン数等を担保するという考え ではありますが、過度な報告、実際に採捕がなされていない期間が長期 間に渡ることも想定されます。これまでは基本的には毎年 50 日間が最大の漁期でしたが、今回 4 か月間の漁期のすべての期間、全ての漁業者が採捕し続けるかというとそうではないと思います。過度な報告にならないよう、あくまで採捕していない時は報告をしなくてよいということであり、採捕している場合は報告してくださいという形で考えています。

岡部委員

説明を聞けばわかります、ゼロ報告はしなくてよいということですね。今から採りますと言ったら、では報告してください、終わりますと言ったら、これ以降は報告不要ですよということですよね。

県担当者

はい。

岡部委員

ただ、この文面だけ読んだ時に、許可期間が長いので、開始前に採ってしまった場合も報告不要なのかなというイメージが感じられてしまったので。あくまで、許可期間の中の任意の日、この日から採りますよという日から報告が始まるということが、しっかり伝わるのかなと思いました。

県担当者

委員ご指摘のとおり、そういった懸念はあるかと思いますが、許可に関する報告の要領等を今制定しているところで、そちらに採捕の開始の報告書、採捕の終了の報告書の方に、採捕開始前は採っていません、採捕終了後は採りません、ということを誓約していただくような様式を出していただくようにしているところです。そこに虚偽があった場合は、漁業法 193 条で、虚偽報告があったと罰することも可能かと考えています。そういった仕立てをすることで、抑止力を働かせてしっかりとした管理をしたいと考えているところです。

岡部委員

分かりました。

会 長

他にご意見等ございませんか。

(意見等なし)

会 長

ご意見等もないようですので、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」については、諮問原案どおり公示の内容を定めて差し支えない旨答申することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

ご異議もないようですので、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限 措置等の公示について(諮問)」については、諮問原案どおり公示の内 容を定めて差し支えない旨答申することに決定します。

続きまして、その他の件とします。

「(1)天草不知火海区漁業調整委員会との定期協議会について」、 事務局の報告を求めます。

事務局

お手元の資料の15~23ページに関連する資料を配布しておりま すので、ご覧ください。

天草不知火海区漁業調整委員会との定期協議会について、改めて経緯と概要を説明し、以下のとおり報告。

- ・この定期協議会は、毎年 2 県で交互に開催しており、今年度は熊本 開催だったが、新型コロナウイルス感染症の影響で、昨年度に引き 続き書面開催となった。
- ・議案は、2つ。1号議案は、両県とも昨年度の書面開催以降、本協定に違反するような事例の報告がなかったという報告。2号議案は、次回開催地は長崎県とすることについて。
- ・両議案についての承認不承認、その他意見を書面で天草不知火海区 漁業調整委員会へ回答する必要があるが、これについては、4月に選 出いただいた天草不知火海区との協議会委員 3 名と、毎年参加いた だいている関係漁業者 2 名に伺って作成し、回答させていただく。
- ・また、両県の回答、意見等は改めて天草不知火海区漁業調整委員会から通知がある予定のため、その後の委員会で報告させていただきたい。

会 長

ただいまの説明について意見等ありますか。

岡村委員

この協議会に選出されている委員を再度教えてください。

事務局

4月の委員会で選出いただきましたが、委員は吉谷会長、本西委員(長崎市たちばな漁協長)、小林委員(長崎市茂木漁協長)の3名でございます。また、委員3名に加えて、毎年関係漁業者代表として、本県まき網漁業者も2業者出ていただいておりまして、暁星水産宮崎代表、音丸水産岡部代表の2名を加えた合計5名に協議会に出席いただいております。

会 長

他にご意見等ありますか。

(質問、意見等なし)

会 長

では、その他、委員の皆様から何かありますか。

中澤委員

レジャーの件なのですが、今、サワラ漁でひき縄をしているのですが、 レジャーの方がたくさん集まって来られて、漁ができないという状態に なっています。レジャーでひき縄やジギングをやるような状態で、逆に 漁業者が排他されるような状況になっています。他の地区での状況はど うでしょうか。問題にはなっていないでしょうか。どうにかならないも のかと思っています。

会 長

他地区の委員の方で、遊漁船等との問題がある方等がおられればご意 見をいただけますでしょうか。

(意見等なし)

会 長

では、事務局の方から、ただいまの件でありませんか。

県担当者 (漁業振興 課資源管理 班) 中澤委員ご所属の西海大崎漁協の方からも、1月末から崎戸・大島の西のラインから県北との境界ライン以南辺りに、サワラが集まっていて、漁業者、遊漁船含めたプレジャーの方々も結構入り乱れている状況で、常時、プレジャーと思われる方が 10 隻程度いるような状況という情報提供がなされております。

委員の皆様ご存じの通り、連合海区漁業調整委員会指示に基づき、遊

漁者のひき縄釣りについては採捕の制限がなされておりますので、公的ルールとして、承認を得ずにひき縄行為を行うことはできないということになっております。

そういった公的ルールも背景とした中で、西海大崎漁協さんとは情報 交換をしているところですが、ルール違反をしている遊漁者を見かけた 時、漁業者の方々がルールの周知等を海上でもやっていただいていると のことです。ただし、相手方から逆に邪魔だといったような声があった ということも聞いております。

また、漁業取締室の方とも情報交換をしており、取締船も先ほどの操 業海域の方に向かって警戒に当たっているとのことです。

漁業者の方も海上で指導していただいているということで、より効果的に相手方に指導を行うためにも、漁業振興課の方から、公的な規制として委員会指示があり、遊漁者のひき縄行為はできないんですよ、お控えください、といった指導内容の助言を漁協さんの方にも行ったところです。

また、遊漁者の方々で構成される海面利用協議会があり、こちらにもこの委員会指示の発出の際にご意見を伺ったり、発出後の周知をしてきておりますが、改めて協議会の場でも周知を図っていくことを協議会事務局とも確認しております。

今後とも県としても関係する現場の皆様方とも連携・協力しながら、 対応していきたいと考えております。

中澤委員

分かりました。

会 長

その他、何かありませんか。

松下委員

先ほどご説明いただいた漁業者とレジャーの方とのトラブルの件について、基本的な対応についてお話いただきましたが、現場の漁業者の方に注意させるというのは、トラブルに発展しそうで、あまり良いアイディアではないような気がします。できれば、そういった方を見かけたら、取締りを司るような方に連絡をして、しかるべき対応をしていただくということを基本路線でやった方がよいのではないかと思いました。

県担当者

ありがとうございます。先ほども申し上げましたが、取締の方もこう

いう現場の状況は頭に入れて警戒に当たるということは聞いております。ただ、逆に漁業者の方々もルール違反しているような方と現場であった場合、看過してしまうというわけにもいかない所もありますでしょうから、一つ助言させていただいているのは、地域の密漁監視協議会といった組織等もありますので、そういったものも利用しながら、漁業者の方も束になりながら、現場の警戒行為と言うのでしょうか、そういったところもお願いしながら、進めていきたいと思っております。

松下委員

ありがとうございました。

会 長

他にありませんか。

(質問、意見等なし)

会 長

事務局からは何かありますか。

事務局

(次回開催案内(3月上旬予定。Web 参加希望の方は事務局にご一報いただきたい。))

会 長

それでは、これをもちまして、第287回長崎県南部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

<閉 会>

(2月9日 14:50終了)